

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会について (25-28) ・ その他事業について (25-29) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画について ・ 第 8 回協議会の開催日程等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ " ・ " <p>・ 事前協議について、県の各関係部局との調整状況を報告 平成 16 年 11 月 25 日 (木) 田原市役所 第 1 委員会室</p>
--	--	--

会議の経過	別添のとおり
-------	--------

会議資料	別添のとおり 第 7 回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第 7 回会議資料
------	--

会 議 録 の 確 定	
確 定 年 月 日	署 名 押 印
平成 年 月 日	署名委員 印 印

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	しら い こう いち 白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	はら こう いち 原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	せき やす のり 関 保 則			
	渥美町議会議員	お がわ どう ご 小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	こ ばやし しゅん じ 小 林 舜 治		
		青年代表	か わい のぶ ひさ 河 合 伸 久		
		女性代表	とみ だ さよ こ 富 田 さよ 子		
		農業団体代表	おか もと まさる 岡 本 勝		
		商工団体代表	すず き よし はる 鈴 木 喜 玄		
		臨海企業代表	やま だ とし ろう 山 田 俊 郎		
	渥 美 町	自治会代表	やま もと たか まさ 山 本 貴 正		
		青年代表	みや た なお ゆき 宮 田 直 行		
		女性代表	すぎ うら みさお 杉 浦 操		
		農業団体代表	い どう よし お 伊 藤 欣 夫		
	商工団体代表	わた らい かず あき 渡 會 一 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	か わい ひで とし 河 合 秀 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	と だ とし ゆき 戸 田 敏 行		
	愛知県東三河事務所長	なつ め やす たか 夏 目 安 孝		

第7回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。時間となりましたので、ただいまから第7回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、会長からあいさつをいただきますので、よろしく願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、皆様方、改めてこんにちは。</p> <p>今日は大変ご多忙のところ、第7回の合併協議会の開催に当たりまして、それぞれご多用の中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>おかげで現在まで順調にきておりますが、合併協議もあと2回ほどで、予定どおりいきますと終わる予定になってまいります。本日もひとつ、どうかよろしく願いを申し上げたいと思います。</p> <p>なお、本日は渥美町の皆さんのほうにお世話になっておりますので、原町長さんからごあいさついただいてから入りたいと思います。</p> <p>どうかよろしく願いをいたします。</p>
原副会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>あいにく雨模様になりまして、足元の悪い中、遠く渥美までお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>平素、委員の皆さんをはじめ皆様方にはお世話になりまして、ありがとうございます。おかげで、順調に進めさせていただいておるということで、改めて感謝申し上げます。</p> <p>昨今は話をしますと、やはり新潟・中越の地震の話が多うございまして、各市町等々でいろいろな支援を送っていると思いますが、先ほども当町の青年経済研究会理事長に会いましたが、行ってきたでのんということ、大きなはそりを借りて現場に駆けつけて、行程8時間ということで大変だったそうですが、やってきたということでありました。ご苦労さまということ、大変そんなことが、こちらにも、明日は我が身でこないようにという祈りをしながら、先ほど話を聞いておりました。</p> <p>今朝の新聞を見ますと、我が東三河でも急激に合併が進んでいるということで、例えば、豊根村と富山村さんが法定協議会設置ということで、議会が可決したということで、日本一小さな合併だというようなことではありますが、山間地で難しいところで、いろいろ紆余曲折はあったと思いますが、その方向に動いていると。</p> <p>もう一つは、豊川市へ一宮町が編入合併したいということで、大変順調に話が進んでいるじゃないかなという感触をいただきまして、急激に来年の3月に向けての動きがあるということで、その中で皆様にお世話になりながら、順調に余裕を持って、ないかもわかりませんが、ご審議願って、今日も盛りだくさんの議題がありますので、何とか皆様のご理解願って、いい方向づけということで、早いもので7回目でございます。スムーズに行わせていただきたいと思います、そう思います。</p> <p>うれしいニュースもありまして、ちょっと渥美町の話なんです、観光協会です、愛のココナッツ・メッセージ、今年は最多の19個が流れ着いたという</p>

ことで、18個が最高でありましたが、19個ということで、大変来年に向かいましてうれしい話が舞い込んだということでもあります。

先ほど白井市長さんにお会いしましたら、始まる前に、ただいま郷土資料館のほうで特別展としまして、中世墳墓の世界ということで、埋蔵された焼き物ということで、かつての鎌倉時代の古いものが並んでおりますので、お時間ありましたら終わったあと、ちょっと拝観していただければなど。なかなかこのような催しはありませんので、ぜひ我々の祖先のあとを感じながら見ていただければ、決して骨壺であります。霊気は漂っておりませんので、ご心配なくご拝観願いたいとそう思っています。

三位一体の中で、数日前にも長谷川副知事の話も聞きました。議員さんの研修会で、三位一体の内容も刻々と内容が変わっていると、大変厳しい状態であるというようなことを言っておりまして、財務大臣がえらい暴言を吐いたとか、その中で愛知県がどのくらい削減されるかと言いますと、間違いもあるかしれませんが、3,600億円ぐらいたと、愛知県で。したがって、市町村に回ってくるのが1,600億円ぐらいたと。大変厳しい状況でもあるということでもあります。この合併協議の中で、やはり愛知県の工業はもちろん自動車、トヨタを中心であります。産業は農業であり、そしてまた港もありますし、空港もできるということで、協議の中で次の時代への展望を合併の中でよく考えながら、夢を持って進んでほしいという助言をいただいております。

そんなような意味で、今日も実のある協議会にさせていただきたいと思っております。本当に今日はお忙しい中、ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

事務局長

大変ありがとうございました。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ってまいりたいと思っております。

以後の議事の取り回しについては、会長をお願い申し上げます。よろしく願いします。

議長

それでは、早速、会議のほうに入らせていただきたいと思います。

なお、本日は田原市の富田委員さんと、渥美町の山本委員さんのお2人がご都合により欠席されておりますので、ご報告をいたします。

それでは、本日は先々回の協議会で提案させていただきました「消防団の取扱い」、「合併の期日」及び「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の3件と、協定項目D群で総括的な調整方針を定めた「各種事務事業の取扱い」のほか「国際交流・広域交流事業」を始めいたします14件の個別の事務事業の取扱い、合計18件についてご確認をいただきたいと思います。

そして「各種事務事業の取扱い」に関連いたします、残り協定項目E群の「健康づくり事業」を始め15項目の事務事業の取扱いを新たにご提案申し上げ、委員の皆様のご意見を伺ってまいりたいと思っております。

大変盛りだくさんの案件になりますが、どうぞよろしく、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第7回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきます。

会議録署名委員に鈴木喜玄委員さんと、小川藤吾委員さんのご両名をお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 最初に、協議第24号「消防団の取扱い」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました協議第24号「消防団の取扱い」についてご説明申し上げます。 資料は1ページをお願いいたします。 本案の調整方針といたしましては、「消防団は田原市に統合し、報酬及び費用弁償等については田原市の制度に統一する。 分団編成については、合併時まで、田原市の現行9分団を6分団に、渥美町の現行9分団を3ないし4分団とすることを目標に再編するものとする。」とするものでございます。 それでは、その理由等ご説明申し上げてまいりますので、資料の2ページ、3ページをご覧くださいと思います。 現在の両市町における消防団の分団数はそれぞれ9分団で、また団員数を見ても、田原市が539人、渥美町が317人となっております、合計いたしますと18分団で856人となります。また、分団ごとの配備を見ますと、田原市の配備体制は1分団にポンプ車2ないし3両配置されているのに対し、渥美町の配備は1分団ポンプ車1両配置と異なっております、さらにそこに掲載されているように、団員報酬、費用弁償、退職報償金についても、両市町に違いがございます。したがって、これらについては今回の合併方式に基づきまして、田原市の制度に統一してまいりたいとするものでございます。 また、消防団の分団編成でございますが、これは赤羽根町と合併協定の際、新市において組織等検討委員会を設置して、適正な組織体制について検討するものとするという調整方針を掲げまして、検討委員会で協議を進めてまいったことや、合併における行革効果を考察すると、緊急性が高い分野と判断されましたので、分団再編の目標を掲げさせていただきました。 なお、この分団再編に当たりましては、あくまでも消防団の機能を充実し、消防力を上げることを前提とし再編に取り組むということで、ご理解を賜りたいと考えております。 以上で、協議第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご意見でも結構ですので、ございましたらお出しいただきたいと思います。 ご質疑等ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
関委員	<p>合併時までという合併時というのは、来年のいつごろを想定されているのか、お伺いします。</p>
議長	<p>はい、事務局どうぞ。</p>
事務局長	<p>文言の表現については合併時という記載の仕方をしましたが、提案の際にもお願いしましたが、できることなら4月を目標に取り組みを進めていくということでございます。</p>

議長	<p>よろしくご理解賜りたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
関委員	<p>お願いですが、再編に当たっては地元とよくお話をさせていただきたいと思いを。</p>
議長	<p>はい、ご意見ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見等ございますか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、採決を行わせていただきたいと思います。</p> <p>協議第24号「消防団の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第27号「合併の期日」についてを議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>ただいま議題となりました、協議第27号「合併の期日」についてご説明申し上げます。</p> <p>資料につきましては7ページをご覧ください。</p> <p>「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明申し上げますので、次のページ、8ページ、9ページをお願い申し上げます。</p> <p>合併の期日につきましては、特に法律上の定めはなく、その関係する自治体が協議を行い、合意すれば決定できるものでございますが、合併日の決定に当たりましては、最初に法的な手続の日程等を考える必要がございます。そこで、今後の手続等スケジュールを簡単に申し上げますと、本合併協議が順調に進むことを前提として申し上げますが、次回の協議会で合併協定項目の協定等が大体おおむね終えまして、その後もう1回ほど予定した後、12月に合併協定書の調印を行った上で、12月あるいは1月に両市町の議会における廃置分合の議決、そして2月には県議会での議決をいただき、その後、所定の事務手続を経て、総務大臣の告示を経て合併ということになります。</p> <p>次に、8ページに掲載してございますが、8ページの留意事項の2をご覧くださいと思いますが、ここでは合併日を決めるに当たってのポイントを掲載していますが、住民生活への影響等を特に配慮しての期日決定が望ましいとされております。中でも、電算システムの統合につきましては、各種の届け出、証明書の交付など、住民サービスに直接影響することから、ほかの協議会におきましては、この電算統合に時間を要することを理由に合併の期日を延期している事例も見受けられますので、特に配慮していくことが必要であろうと思います。</p> <p>また、新市のスタートは象徴的な日となりますので、特別な事情や理由があればそれを考慮した日に。そのほかは資料の事例を見ていただければおわかりかと思いますが、月の初めとするのが一般的に多いようでございます。</p>

以上のことを踏まえまして、具体的な期日の検討を重ねてまいったわけですが、まず、田原町と赤羽根町の合併、市制施行の日でございます8月20日について申しますと、赤羽根も渥美も一緒の日という点で、大変象徴的な日となり、田原市にとっては非常に覚えやすく、新市の出発にふさわしい日であるかと思われませんが、住民基本台帳、印鑑登録、税などの電算システムの統一、あるいは職員の給与の再計算など、事務作業上、若干時間が足りない心配と、あいにくこの日は仏滅ということでもございます。そのようなことで、合併の日とするには少々適当ではないかという意見もございました。

それでは、別の適当の日の検討を行ってきたわけでございます。最終的に10月1日との比較検討となりまして、10月1日につきましては、年度の後半の初日で区切りがよく、象徴的な日にふさわしいといえること。また、先ほど8月に比べて電算システム等統一に事務作業時間がとれ、土曜日ということで窓口事務のシステムの切りかえ、運用テストがスムーズに行われるということ。また、次年度の新市の予算編成も時期的に最初から取り組みが可能であること。それから、この日は大安であるなど、さまざまな側面から比較検討を行いまして、総合的な判断を行いまして、本提案をさせていただきます。

以上で、協議第27号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご意見でも結構です。ございましたらお出しいただきたいと思います。

ご質疑等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、採決をさせていただきたいと思います。

本案を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次に、協議第28号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてを議題といたします。説明をしてください。

事務局長

それでは、引き続き議題となりました、協議第28号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてご説明申し上げます。

資料につきましては11ページをお願い申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1、渥美町の農業委員会は、田原市の農業委員会に統合するものとする。2、田原市の合併前の一般選挙は、委員定数を12人に改正し、選挙区を設けず実施する。3、渥美町の農業委員会の委員で選挙による委員は、現委員であらかじめ互選した8人について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、田原市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き田原市の農業委員会の委員として在任するものとする。4、農業委員会の部会は、現在の田原市農業委員会委員の任期限りで廃止する。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明申し上げますので、次のページをお願いしたいと思います。12ページ、13ページでございます。

現在の田原市農業委員会の委員数でございますが、選挙による委員が条例では16

人となっておりますが、合併特例で23人、選任による委員は農協推薦1、農業共済組合推薦1、議会推薦5で計7人、合わせますと30人となっております。

一方、渥美町農業委員会の委員数は全体で25人、内訳を申し上げますと、選挙による委員が18人、選任による委員は田原市と同じ構成で7人でございます。

また、任期につきましては、田原市が平成17年7月27日、渥美町は平成18年6月1日で、渥美町委員の任期が1年弱、あととなっております。

農業委員会委員の定数及び任期に関しましては、当初の事前協議事項確認書におきまして、旧町単位で選挙区を設け、小学校の校区単位ごとに1人の定数で検討することを確認しましたので、基本的にこの方針に沿って合併協議を進めてまいりましたが、選挙区と委員定数の決め方をめぐる法律の解釈で愛知県との考え方に相違がございまして、結論といたしましては、農業委員会の選挙による委員の選挙区については、直近の選挙人の数で案分した数で選挙区の委員定数とする必要があるということが判断されたことによりまして、事前確認した校区をベースとした配分とに差異が生じることになりました。したがって、事前確認書についても一部内容変更の了承をいただきまして、選挙区は設けないものの、現在の田原市と渥美町の定数は事前確認書と同じとした調整方針案を提案させていただきました。

本案につきましては、両市町の農業委員会の考え方を尊重したものでございまして、特に農業委員会の委員につきましては、その職務上、地域を単位とした活動も多く、委員の選出には地域性を加味した考え方が必要であり、さらに行革等の理念も踏まえまして、小学校区という一定の地域をベースとした委員の数がわかりやすく適当と判断しまして、選挙による委員は全体で20人の定数といたしたものでございます。

以上で、協議第28号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

ご質疑ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、本案について採決をさせていただきたいと思います。

協議第28号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次に、協議第29号「各種事務事業の取扱い」についてを議題といたします。説明をしてください。

事務局長

それでは、続きまして議題となりました、協議第29号「各種事務事業の取扱い」についてをご説明申し上げます。

資料につきましては、21ページをご覧くださいと思います。

本案は、このあと確認事項として提案する、協議第30号から協議第43号までの14項目の個別の事務事業と、そのあと提案事項として提案させていただきます協定項目E群の残り15項目の事業を合わせた29項目の各種事務事業の総括的な調整方針として提案させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本案の調整方針といたしましては、「各種事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、次によりその一元化に向け調整を図るものとする。第1点目といたしまして、原則として、田原市の制度に統一することを基本とする。第2点目は、両市町において取扱いが異なるものについては、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

現在、両市町で行っております各種事務事業のほとんどは、法や条例等の定めに従い実施しているものでございますが、両市町の間におきましては、その取扱い方法やサービス内容等、差異のあるものや新市において新たに策定の必要のある計画等もでございます。合併により両市町間に差異のある事務事業を一元化するに当たりましては、冒頭申し上げた調整方針のとおり調整を行ってまいるのでございます。

以上で、協議第29号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

なお、本件につきましては、この次からの議題となります各種事務事業の調整方針の基本となります総括方針ですので、何かご意見等ございましたら、ひとつお出しただきたいと思います。

それでは、特にご質疑、ご意見等もないようでございますので、本案について採決をさせていただきたいと思います。協議第29号「各種事務事業の取扱い」についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次の協議第30号の「国際交流・広域交流事業」から、協議第43号の「その他の福祉事業」までの14件の事務事業は、ただいまご確認をいただきました「各種事務事業の取扱い」の総括調整方針を受けまして、それぞれの個別事業の調整方針をご確認いただくものでございますので、一括してご提案をさせていただきたいと思っております。14件と大変たくさんございますので、2つに分けてご提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に協議第30号「国際交流・広域交流事業」についてから、協議第36号「窓口業務」についてまでの7件を一括して議題といたしたいと思っております。では、事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、最初に協議第30号「国際交流・広域交流事業」についてから、協議第36号の「窓口業務」についてまでの7件につきまして、協議番号に従い、順次ご説明申し上げます。

協議第30号の「国際交流・広域交流事業」についてご説明申し上げます。

資料は23ページをお願いいたします。

本案の調整方針といたしましては、「国際交流・広域交流に関する各種事務事業については、現行の両市町の各種事務事業を新市において引き続き実施するものとする。」とするものでございます。

1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

ここには、両市町で実施しております国内交流と国際交流の現況を掲載しておりまして、まず、国内交流では、田原市が津具村と姉妹都市提携を。また、長野県の

宮田村と友好都市提携を行っております。また、設楽町の三都橋地区と水源地域交流や、旧赤羽根町当時から伊勢湾口道路の整備に関連しまして、三重県二見町との少年野球交流も実施されてきております。

一方、渥美町では、長野県の阿南町と友好都市提携を行っておりまして、そのほかでは、設楽町の豊邦地区との水源地域交流が行われてきております。さらに、平成元年度から水源上流の鳳来町とは両市町で交互に交流を行ってきておる状況でございます。

次に、国際交流について申し上げますと、田原市では、アメリカケンタッキー州のジョージタウン市と姉妹都市提携を。さらに、アメリカインディアナ州のプリンストン市と友好都市提携を。また、旧赤羽根町から引き継いだ中国江蘇省の昆山市とも友好都市提携を行っております。

一方、渥美町では、これまで提携等を行っての国際交流は特に実施してきておりません。

このほか、田原市では、たはら国際交流協会への支援や、運営費の補助を行うとともに、両市町ともJICA研修生、農業研修生及び学生等の海外からの来訪者の受け入れも行っております。

これら、両市町で実施している国内外の交流事業について現行のとおりとし、新市においても引き続き実施してまいりたいとするものでございます。

続きまして、25ページをお願いします。

協議第31号「電算システム事業」についてご説明いたします。

本案の調整方針といたしましては、「電算システムに関する各種事務事業については、原則として田原市の制度及び処理方式に統一する。

ただし、一部のシステムについては事務の効率化を図るため、業務委託を拡大する。

なお、合併年度については、各事務事業の実態に合わせた処理方式とする。」とするものでございます。

それでは、最初に資料の26、27ページをご覧ください。

電算システムは行政事務の迅速化、効率化、正確さを図る上で欠くことのできない重要なものとなっております。特に、住民サービスに直接関連する業務の多くは電算システムによる方法がとられており、新市になってもサービスの低下を来さないよう、機能の充実を図っていく必要がございます。

26ページの最初に掲載いたしました処理方式ですが、システム全体の処理の方式を示しておりまして、現在、田原市では自己処理方式を。渥美町では委託処理方式によりまして運用を行っております。

27ページ、2段目の選挙システム以降からは、現在実施しております個々の事務事業の処理方式を掲載してございます。

これらのものについては、原則は田原市の処理方式により統一を行うものでございますが、一部住民税システム、軽自動車税システムなどのシステムにつきましては、現行のシステムを検証した結果、事務効率の高い渥美町の処理方式を採用するものでございます。

また、経過措置として合併年度につきましては、それぞれの事務事業の実態に合わせて、田原市システム、渥美町システム、新たな統合版システムの3つの処理方式により運用をするものでございます。

続きまして、33ページをお願いします。

協議第32号「広報広聴関係事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「広報広聴に関する各種事務事業について

は、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

それでは、資料を1枚はねていただきまして、34、35ページをご覧ください。

この表は、現在両市町がそれぞれ実施しております広報広聴関係の主な事務事業を掲載しておりますが、まず広報紙につきましては、両市町とも月1回の割合で発行をしております、合併後も引き続き田原市の制度により発行してまいりますのでございます。

次のホームページでございしますが、高度な情報伝達が不可欠の現代社会においては、自治体のホームページは情報発信の基本となる事業となりまして、現在両市町とも開設しております。新市におきましても、新たなホームページを早急に開設し、各種の情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以下に記述してございますそれぞれの事務事業の調整方針につきましては、表右側の具体的な調整方法欄に記述のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、37ページをお願いします。

協議第33号「納税関係事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「納税に関する事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、資料を1枚はねていただいて、38ページ、39ページをご覧ください。

両市町におきます納税関係の事務事業を掲載してございますが、まず申告受付の事務でございしますが、所得税の申告期間中の対応といたしましては、現況は両市町それぞれ調書に記載の状況となっておりますが、新市において対応の方法を調整の上、必要な措置を講じてまいりたいとするものでございます。

以下に記述してございます、納期前納付報奨金、口座振替、督促及び各種証明の納税事務については、調書の現況欄に記載のとおりですが、合併時までには調整が可能なものは田原市の制度に統一することとし、各種の様式等につきましては、合併年度は現行のとおりといたしまして、翌年度統一してまいりますのでございます。

続きまして、41ページをお願いします。

協議第34号「消防防災関係事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1、消防本部及び消防署は、合併時に田原市の制度に統一する。なお、渥美町消防本部は合併時に田原市消防本部に統合し、渥美町消防署は田原市消防署の分署とする。田原市消防署の管轄区域については、合併後の田原市全域とする。2、防災関係事業については、合併時に田原市の制度に統一する。3、地域防災計画及び消防計画は、新市において速やかに新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。4、少年・幼年消防クラブ及び危険物安全協会は、田原市の制度に統合し、防火協会は、田原市の制度を適用する。5、その他消防防災に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

それでは、1枚はねていただきまして、42ページをご覧くださいと、このページから44ページまでには、消防防災関係の事務事業の現況を掲載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

最初に、資料の43ページの中ほどを見ていただきまして、記載してございます消防本部・消防署の欄をご覧いただきたいと思っております。

現在、両市町には消防本部・消防署がそれぞれ配置されておりますが、合併時に

は、消防本部は田原市消防本部に統合し、消防署も統一を行いまして、田原市消防署の分署として位置づけてまいりたいとするものでございます。

次に、42ページに戻りますが、防災関係事業でございますが、合併後、施設や設備は新市に引き継ぐとともに、防災行政無線の運用、自主防災会の育成、訓練等については田原市の制度に統一し、実施してまいるものでございます。

次に、その下の地域防災計画及び下段にございます消防計画でございますが、地域防災計画は災害対策基本法に基づき、防災行政の整備や推進を図ることを目的として、また消防計画は消防組織法に基づき、消防機関が災害に対処できるように組織及び施設の整備拡充を図ることを目的とした計画でございます。

両計画の調整方法は、新市におきまして速やかに新たな計画を策定することとし、新計画ができるまでの間は、現計画を運用してまいりたいとするもので、43ページ一番下でございます応援協定等については、現行のとおり協定を行ってまいるものでございます。

その次のページ、44ページをお願いします。

下から2番目にございます気象欄に記載した気象観測装置でございますが、これも提案の際に申し上げましたが、一昨年に県下一斉に整備いたしました新総合情報通信ネットワークにより、気象データ等、情報の入手が可能となりましたので、既存の渥美町消防本部に設置したものは廃止するものでございます。

このほか、少年・幼年消防クラブは、田原市の制度に統合し、最後に記述の消防防災関係の2団体は、田原市の制度を適用してまいるものでございます。

続きまして、資料の47ページをお願いいたします。

協議第35号「交通関係事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1、交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。2、巡回バス等については、新市において検討する。3、その他交通に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、資料の48ページをご覧いただきたいと思います。

2番目に掲げてございます交通安全計画でございますが、これは交通安全基本法に基づき、安全な交通社会の実現を目指して策定するもので、合併後は新市において新たな計画を策定いたしますが、新計画が策定されるまでの間は、両市町それぞれの現在の計画を運用するものでございます。

次に、交通公共機関の確保及び充実について申しますと、豊橋鉄道のバス路線、あるいはスクールバスの運行、並びにぐるりんバス、巡回バスなどの公共交通機関の確保に関する事業につきましては、新市におきまして検討してまいりたいとするものでございます。

このほかの交通安全対策、防犯対策につきましては、田原市の制度に統一することを基本といたしまして、このうち、交通指導員につきましては、地域により交通の状況等も異なりますので、増員となる地域も生じていますが、原則といたしましては、各小学校区に1名配置するよう調整してまいるものでございます。

それでは、続きまして、49ページをお願いいたします。

協議第36号「窓口業務」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「窓口業務については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする

	<p>る。」とするものでございます。</p> <p>それでは、1枚はねていただきまして、50ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>50ページから52ページまでは、両市町で実施しております窓口業務を掲載しております。ここで上げてあります窓口業務は、戸籍関係事務を中心としたものを上げておりまして、各種証明書の発行事務、住民窓口における諸証明事務、時間外の住民窓口対応、住民基本台帳の閲覧事務など、特に住民に密接する事務事業が大半を占めております。これら窓口業務のうち、51ページをお願いしたいと思いますが、上から3つ目の船員法に関する手続きにつきましては、田原市では取り扱っておりませんので、渥美町の制度で実施するものでございます。これ以外の窓口業務につきましては、合併後においても田原市の制度で実施するものですが、ただこれにより難しい場合は両市町の実態に合わせまして、現状のサービス低下を招かないよう調整してまいります。</p> <p>それから、支所で取扱いを行います業務内容や時間外、祝日等の取扱いでございますが、これらは、行政改革の考えを念頭に置きながらも、住民サービスの低下を招かないよう配慮して、新市の組織、職員体制と合わせまして、合併時までに検討、調整を行い、方向が出ましたら十分PRを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上、協議第30号から36号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまです。</p> <p>それでは、説明が終わりましたので、ただいま説明のございました7件につきまして、一括ご質疑を受け付けたいと思いますので、ご質疑、ご意見等ございましたら、ただいまの説明の中でお尋ねをいただきたいと思います。</p> <p>なお、採決については1件ずつ行いたいと思います。ご質疑は一括でお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合顧問	<p>42ページの、これは今問題になっておる地震についての対応策で、非常食というのが田原が5万4,000食あるんですね。それから、渥美町のほうは1万3,000食とあるんですが、これ中身は一緒なんですか。何が非常食になっていて、何年でこれを更新しなきゃいかんのか。古いのはどうしておるのか。ちょっと1点ご指導ください。</p>
議長	<p>わかりましたらお願いします。ちょっと調べますで、それじゃあお待ちください。</p>
戸田顧問	<p>私も1つ今の防災のところで質問したいんですが、今の新潟の地震もそうですが、阪神の大震災のときもそうですが、通信、携帯電話、あれが全部だめになっちゃうというのが実情で、ここでは総合通信ネットワークというのは書かれているんですけども、現状はみんなこれがどう使えるかと。個々の人がみな情報を持っているということですね。ですから、そういう対応が、これ念頭に置かれているのかどうかということと、これで進められるというのは非常にいいと思うんですが、もしそういうことがなければぜひ通信のあり方、そういう対応をとっておくことは、多分非常に必要だと思しますので、質問と合わせて伺います。</p>

議長	じゃあ今の戸田さんのご質問も含めて。
幹事 山田総務部長 (田原市)	<p>幹事の総務部長の山田ですが、まず、河合先生のほうの質問の非常食の件ですが、中身についてはほとんど同じのものです。種類はいろいろございまして、アルファ化米だとか、それから乾パンも含めてこの数、非常食の数でございます。</p> <p>それぞれ賞味期限も違ってまいりますので、期限がきたものは防災訓練時に、訓練に集まっていたときにそれをお分けする、そこで食べていただくとか、そういった訓練も含めて、炊き出し訓練ですね、そういったもので更新をいたしております。</p> <p>それから、戸田先生のほうの無線の関係ですが、ここにあります防災関係事業の一番上の防災行政無線というのがございます。これが田原市の場合が固定系が138、それから移動系が37ということで、田原の例で申しますと、この138につきましては各自防でも活用できる、あるいは田原市の総代さん方にも配付、使っていただいておりますし、各学校、小中学校、保育園、それから防災関係の機関、そういったところにも配付させていただいて、おっしゃられるように、携帯電話ですとなかなか使えないということで、今田原市の場合、まだ赤羽根のほうが本年度で整備がされますけれども、これも合わせて、今回合併になれば渥美町側のほうも統一した無線システムでやっていきたいと、そんなふうには考えております。</p>
議長	はい。
戸田顧問	<p>追加意見ですが、多分携帯をほとんどの人が持っていて、それが使えないというのは大変不自由になると。特にこういう、今も安否確認情報ってやってますけれども、考えれば、アンテナが幾つか確実に固定されていることと、それから別の地域外に発信ができることと、ある種の頭ナンバーを防災のときにつけたら、そこへリンクできるというようなシステムは、素人考えでは可能じゃないかという気はするんですね。なぜそういうのができてないかという、システム開発として、というのを毎回ちょっと思うもんですから、ここで今すぐどうということはないんですが、そういうことができれば非常に安心が保ちやすい、そういうことであります。</p>
議長	今のご意見に何か考えがあったら。
幹事 山田総務部長 (田原市)	<p>携帯電話がやはりかなりの数が輻輳してまいりますとつながりにくいというような状況でございまして、NTT側も専用のそういった安否確認だとか、そういったものについては今整備されておりますが、行政側でやはりそれをとすると、なかなか難しいかなと今思っておりますけれども、その辺ちょっと検討してみたいと思います。</p>
議長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合委員	<p>広報広聴関係についてなんですけど、市議会の広報について要望なんですけれども、今、市議会のホームページも田原の場合ですけれども、新しくリニューアルされて、一般質問の議事録なんかも閲覧できるようになったという、大変進んできた</p>

	<p>なと思うんですけども、やっぱり議事録をいちいちと申しましょか見るよりも、画像で見たほうがすごくわかりやすく、微妙なニュアンスもわかると思うんですけども、合併を機に豊橋でもやっておりますけれども、ティーズなんかを利用して、一般質問なんかを放送していただくと、行政の考え方とかいち早く正確に伝わっていいんじゃないかと思っておりますので、もしか、計画があるならその時期とか、その辺の考えはどうなのか、お伺いしたいと思っております。</p>
議長	はい、どうぞ。
事務局長	<p>今、田原市のほうでケーブルテレビでございますが、1万3,000世帯ございまして約50%が加入しております。そんな中で、市のほうでは番組制作を委託でつくっております、ご存じだと思いますが、まず、街角ネット田原という話題を取り上げた番組です。月2回ほど変えておる番組と、それから企画番組として、田原ホットラインという番組、特集番組の2本を制作して放映しておるかと思っております、その企画番組のほうで、実は議会さんと今、調整を進めておるというふうに聞いております。議会の活動の内容紹介だとか、一般質問だとか、企画番組の中で取り上げることができたらなというふうに聞いておりますので、今後、その方向で検討されていくと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。</p>
議長	どうぞ。
河合委員	生放送という意味でしょうか。それとも録画して、後から放送。まとめてやるという意味でしょうか。
事務局長	<p>録画して編集して、中継したのを編集してというような、今は扱い。 委員さんが言われるのは、議会中継をせんかという話ですが、現状では番組編成をして流しておるのが現状でございますので、その中でまず取り上げていくような調整から入っていきたいというふうに聞いておりますので、生中継だとか、中継番組というのは今後になっていくかと思っております。</p>
議長	<p>基本的な方向としては、ケーブルテレビを引いた目的にそういうのがありますので、ご質問のようなことが。できるだけ早く議会のご協力をいただいて、実況中継ができるようにしたいと、こう思っています。 まだこれから赤羽根町が引けまして、合併して今度は渥美町のほうへも伸ばして、そうしたその辺のテンポとの兼ね合わせもありますので、合わせながらいきたいと思っております。 では、ほかに。 それでは、ご質疑のほうは大体以上のご覧でございますので、順次採決をさせていただきます。 採決につきましては、協議項目ごとに行いますので、よろしくお願いをいたします。 最初に、協議第30号「国際交流・広域交流事業」についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第31号「電算システム事業」についてお諮りいたします。本案を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第32号「広報広聴関係事業」についてお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第33号「納税関係事業」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第34号「消防防災関係事業」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第35号「交通関係事業」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第36号「窓口業務」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>それでは、引き続きまして、協議第37号「保健衛生事業」についてから、協議第43号「その他の福祉事業」についてまでの7件を一括して議題といたします。では、事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、引き続き議題となりました協議第37号「保健衛生事業」についてから、協議第43号の「その他の福祉事業」までの7件を一括してご説明申し上げます。</p>

まず最初に、協議第37号「保健衛生事業」についてご説明申し上げます。

資料は53ページをお願いします。

本案の調整方針といたしましては、「1、在宅当番医制度は、新市において医師会・歯科医師会と調整する。

ただし、合併年度は現行のとおりとする。

2、その他保健衛生に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

1枚はねていただきまして、54ページ、55ページをお開きください。

斎場・火葬場、墓地につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎまして、運営を行ってまいります。

次の衛生害虫駆除につきましては、平常時の家屋消毒は廃止することといたしたいとしております。

次のページ、狂犬病予防事務、検診時における医師等の報償費は、田原市の制度へ統一してまいります。

なお、調整方針の第1点目で掲げております、資料のほうは55ページの中ほどに掲載してございます、在宅当番医制度につきましては、現在、両市町とも渥美医師会へ委託しており、新市におきましても、基本的には引き続きお願いしてまいりたいと考えておりますが、この件に関しましては、冒頭の調整方針で申したとおり、合併年度は現行のとおりといたしまして、新市において在宅当番医制度を導入の際、医師会、歯科医師会と調整をするものとするものでございます。

保健衛生に関します事務事業につきましては、このほか、以後70ページまで大変多くの事業がございます。多種多様な事務事業でございますが、これらは田原市の制度に統一するというを基本に調整を行いまして、これにより難しい場合については、両市町の実態に合わせまして、新市において調整をしまっているものでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

続きまして、資料の71ページをお願いします。

協議第38号「障害者福祉事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1、障害者計画については、田原市の制度に統一し、新市において新たな計画を策定する。2、その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

資料の72ページをお開き願います。

72ページから76ページまででございますが、これらは、現在、両市町が実施しております障害者福祉事業の状況を掲載したもので、最初に、72ページの障害者計画ですが、これは障害者基本法に基づきまして、障害者に適切なサービスを提供できる体制を整備することを目的として、それぞれ平成10年度、11年度に策定がなされておまして、計画期間は田原市が平成18年度まで、渥美町が平成16年度までとなっております。両市町を一体化した新計画は、田原市の制度に統一し、新市において策定するものとするものでございます。

次に、その下の聴覚障害者手話通訳から、76ページに掲載の難病患者・精神障害者ショートステイまでの14項目あるかと思いますが、14項目にわたる障害者福祉関連の事務事業につきましては、田原市の制度により実施することを基本に調整を行ってまいります。

なお、76ページの最後に掲載してございます福祉授産所運営事業につきましては、田原市は社会福祉法人が授産施設を昨年開設したことによりまして、それまで行ってまいりました市の直営方式を切り替えてまいりました。したがって、本事業につきましては、合併年度は現行のとおり実施しまして、翌年度までに新市において調整を行うとするものでございます。

次に、77ページをお願いします。

協議第39号「高齢者福祉事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「高齢者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、各市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、1枚はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いします。

78ページ以降、85ページまでに両市町が実施しております高齢者福祉事業の現況を掲載しております。

まず、78ページの下から2番目、在宅介護支援センター運営につきましては、基幹型の支援センターを現在、市直営により福祉センターで運営しておりますが、社会福祉協議会への委託を検討するものいたします。

また、田原市のみで実施しており、渥美町は実施していない事業で、田原市の制度で実施してまいるものいたしますは、82ページ、一番上の高齢者福祉電話設置運営、それから、83ページ中ほどにございます徘徊高齢者家族サービス、同じく、一番下の高齢者の生きがいと健康づくり推進、それから84ページ、中ほどにございます高齢者世話付住宅生活援助員派遣、それから、金婚式祝いの5事業がございます。

また、逆に渥美町のみで実施している事業といたしましては、84ページの最後の3事業でございますが、生きがい対応型デイサービス事業は、利用実績もなく、現行の田原市のデイサービス事業でも対応が可能でございますので、合併後は廃止を検討し、その他の高齢者等軽度生活支援、宅老所運営事業は、新市において引き継ぎまして実施するものいたします。

そのほかの具体的な調整方法につきましては、右側の調整方法欄に記載のとおりでございます。

引き続きまして、資料87ページをお願いいたします。

協議第40号「児童福祉事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「児童福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、88ページから90ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、88ページ、最初の遺児手当につきましては、住所要件が若干異なりますが、両市町とも遺児1人につき月額5,000円が支給されておりますので、田原市の制度に統一するものとなります。

次の子ども会につきましては、両市町とも子ども会連絡協議会で運営がなされておりますが、実施されている事業内容が少々異なっておりますので、合併の翌年度から統合するよう調整するものです。

そのほか、母子・父子家庭への入学祝、クリスマス会、放課後児童対策、児童センター・児童館につきましては、これは田原市においてのみ実施をしております事業でありますので、これらの事業については、新市において引き継いで実施してま

いるものでございます。

続いての児童遊園の管理、発達支援教室でございますが、合併年度は現行のとおりとしまして、翌年度から調整を行う。

また、児童虐待防止につきましては、協議組織がそれぞれ設置されていますが、田原市の制度に統一するものいたします。

さらに、次世代育成支援対策については、計画策定が必要であることから、現在各市町で計画策定を進めていますが、合併後の新市で調整するものいたします。

1枚はねていただきまして、90ページ、児童扶養手当以降につきましては、町村分は現在県で行っておりますので、渥美町では窓口事務のみの実施となっておりますが、田原市の制度で実施していくものでございます。

次に、91ページをご覧くださいと思います。

協議第41号「保育事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「1、保育所については、渥美町の「保育所統合実施計画」を引き継ぐとともに、幼保一元化への対応及び統廃合について検討していく。2、保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。3、特別保育事業については、合併年度は現行のとおりとし、新市において調整する。4、その他保育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。

それでは、1枚はねていただきまして、92ページをお願いいたします。

両市町の保育所の状況でございますが、保育所の数は田原市に15園、渥美町に10園、両市町合計で25園の保育所がございます。定員数と入所者数を比較してみますと、そこに記述してございますように、少子化の影響から、入所者数は年々減少しております、かなりの定員割れの状態となっているのが現状でございます。したがって、これら25の保育所につきましては、渥美町の保育所統合実施計画を引き継ぐとともに、田原市においても入所園児が50名以下の保育所についての廃止、統合及び幼保一元化についても検討するものもございます。

一方、保育料につきましては、各階層に応じまして、表に記載のとおり、保育料徴収を行っていますが、両市町間には違いがございます、平均保育料は田原市のほうが安くなっております。したがって、合併年度は現行とおりとし、翌年度から田原市の制度に統一をしておりますものもございます。

また、93ページの特別保育事業につきましては、田原市では指定されました保育園で、渥美町では全部の保育園で行われているなど、両市町間で取扱いに差異がございますので、合併年度は現行のとおりといたしまして、現状と実態を精査した上で、新市において調整してまいりますものもございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

協議第42号「生活保護事業」についてご説明申し上げます。

本案の調整方針といたしましては、「生活保護に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。」とするものでございます。

1枚はねていただきまして、96ページをお願いいたします。

現在、両市町で生活保護を受けておられる方は合わせまして46世帯、61人となります。田原市は市制施行後、社会福祉法の規定によりまして、福祉事務所の設置が義務づけられ、従来、県で実施しておりました生活保護者の認定、あるいは生活保護費に関する権限が市に移譲され、福祉事務所でこの事務を行っております。したがって、本件につきましては、現在、渥美町は窓口事務のみを行っております。

が、合併後は、田原市で扱われることとなるものでございます。
 それでは、最後となります、97ページをお願いします。
 協議第43号「その他の福祉事業」についてご説明申し上げます。
 本案の調整方針といたしましては、「その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。
 ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。
 それでは、1枚はねていただきまして、98ページをお願いいたします。
 98ページから100ページまで、その他の福祉事業の状況を掲げてございますが、この中で8件ほど調整を要する事業がございます。日本赤十字社費の納付、結婚相談事業及び行政相談の3事業につきましては、住民の皆様が相談に来られるのに、年度内は同じ制度を継続したほうが混乱もなく適切な対応ができますので、合併時は現行のとおりとし、翌年度以降に統一調整をするものでございます。
 また、共同募金、災害見舞金につきましては、合併後、田原市の制度に統一し、実施するものいたします。
 それから、98ページ、下段のホームヘルパー養成事業につきましては、田原市のみが実施している事業でございますが、合併後は田原市の制度を適用し、引き続いて新市で実施してまいりますものでございます。
 続きまして、99ページに記述の3級以上の障害者の方、戦傷病者の方等に支給いたしております福祉給付金につきましては、両市町とも実施している制度でございます。両市町とも支給対象者は同じでございますが、支給内容に違いがございまして、田原市のみが入院時の食事代の半額を支給しております。したがって、これも合併後は田原市の制度に統一してまいりたいとするものでございます。
 続いて、99ページから100ページにかけて掲載してございます、老人、乳幼児、障害者、母子・父子家庭及び精神障害者を対象といたしました医療費助成、いわゆる福祉医療につきましては、乳幼児医療の対象が、田原市のほうが拡大されている点を別にいたしまして、両市町ともほぼ同一の取扱いをしております。こちらにつきましても、合併後はすべて田原市の制度に統一するものでございます。
 以上で、協議第37号から協議第43号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

はい、ご苦労さまでした。
 それでは、説明が終わりましたので、一括して質疑に入りたいと思います。ただいま説明されました7議案について、お気づきの点がありましたらご質疑、あるいはご意見をちょうだいいたしたいと思います。
 はい、どうぞ。

河合顧問

ちょっとわからないので、お教をいただきたいわけですがけれども、96ページのところの生活保護なんですけれども、東三河事務所が、現在、渥美町について行っているということの中身をちょっとご指導いただいて。
 それから、98ページの結婚相談所ですが、実態はどんなになっているのか、ちょっと大まかなことでいいので、ご説明いただきたい。両市町ですね。結婚相談所の活動状況。

議長

はい、じゃあ事務局どうぞ。

<p>事務局長</p>	<p>先に生活保護の事務の取扱いについてご説明させていただきます。 生活保護の認定だとか給付の事務につきましては、町村は取扱っておりません。町村の場合は、ここにございますように、県のほうで事務の取扱いがなされております。東三事務所で実態はやっております。市は独自で県から移譲されてやるようになるものですから、事務は市のほうで行うということでございます。 結婚相談の状況につきましては、ちょっと今調べておりますので、お待ちいただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>幹事 伊藤企画課長 (渥美町)</p>	<p>それでは失礼します。 以前、社会福祉協議会のほうにいましたものですから、今、若干違うかもしれませんが、まず渥美町のほうでございますが、結婚推進員がここに書いてあるとおり8名いるということで、その中の専門員という方が、その下に相談日が書いてございますが、渥美町の場合、火曜日、木曜日、土曜日と。要は1週間に3日、1週間に約半分、専門員の方が来て、相談に来た人なんかを対応すると。そのほかに結婚相談のお見合いイベント、それから今は渥美町のほうでは、その前の研修。お見合いに行ってもまだしゃべれないとか、いろんな方がいらっしゃいますので、独身男性の研修を定例的に行っているというのが実態でございます。多分、昨年、一昨年は約10組近くが成婚していると。このようなお見合いイベント等々をやっているということでございます。 それで、田原市さんの場合は、この常勤と書いてございますので、開設日が月、火、木、金、土と週に5日間、この常勤の方が朝から夕方までいらっしゃって相談に乗るというようなことでございます。それで、相談員は田原市さんのほうも8名と。毎日詰めている方が1人、非常勤の方が7名ということで、田原市さんのほうもお見合いイベントといいますが、そういうようなこともこの社会福祉協議会でやっているということでございます。 ちょっと実績につきましては、よくわかりませんので、そんな状況でよろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 どうですか、先生。よろしいですか。</p>
<p>河合顧問</p>	<p>込み入った話はどうでもいいかと思いますが、相談員が8名あって、うち1名が常勤なんですね。そういうことになってますかね。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局長</p>	<p>15年度の田原市の実績ということで、お見合い件数22件、成立件数7件という数字が上がっておりますので、成果はあるかと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、それではほかに。 はい、どうぞ。</p>
<p>河合委員</p>	<p>協議第37号の保健衛生事業についてなんですけれども、各種がん検診とかドック</p>

	<p>関係の一部が、渥美町の今現在は渥美病院以外から、合併した場合には田原市の渥美病院のほうに検診先がなるということで、病院関係者のお話によりますと、たくさん受け入れられるかなというような心配の声があるという話。それから私が健康診断にいつも渥美病院行くんですけども、すごくいっぱい、どなたに聞いても、毎日いっぱい、すごく待たされるよというような話を聞いておりますけれども、その辺の受け入れ体制がどのようになっているかということと、ちょっと参考までに、愛知県健康づくり振興事業団という名前がよく出てくるんですけども、どんなところかちょっと教えていただきたいと思います。</p>
議長	はい。
事務局長	<p>田原市の現状の検診でございますが、検診自体は市内の医療機関、渥美病院を含めた医療機関と、それから検診車でも契約した場合は対応ができるかと思いますが、渥美病院がいっぱいになっておるのではないかなというようなことであろうと思います。</p> <p>検診自体が、予算額を見ておりますが、だんだん健康ブームといいますが、チェックを受ける方がふえておりますので、ある意味で、渥美病院さん自体も市の立場から申し上げますと、あそこへ建設した際、旧渥美郡3町で40数億円の助成費を出して行った病院でございますので、市の市営病院に準ずる病院だと思っておりますので、頑張って受け入れの体制はやっていただきたいなというふうに感じておりますし、検診についても、極力調整を行って、そういった一時期に重ならないような対応を今後ともお願いしていけたら、対応がまだまだできるんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>以上、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それから、愛知県の健康づくり振興事業団という、公益法人だと思います。愛知県が出資している公益財団法人であろうと思ひます。愛知県の健康プラザだとか、検診業務、あるいは健康づくり事業などを専門的にやっている事業団で、検診業務だとか、ホームページなんか開いてみますと、インターネットによる検診ということで、郵送で大腸がんのチェックだとか、そういったこともやってくれるようなところというふうに聞いておりますので、こういった健康づくりの専門的な法人格を持った公益法人というふうに理解しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	はい、どうぞ。
河合委員	<p>今お話を伺っていますと、健康診断とか検診をどのくらい渥美病院に回るとか、まだ検討されていないようなご答弁に受けとめられましたので、もしかたくさんふえらるとなりますと住民の方が大分待つというようなことが起こると思ひますので、検討されて対処されることをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>では、ほかにどなたかございますか。</p> <p>では、よろしいですか。</p> <p>それでは、ご質疑もないようでございますので、それでは、先ほどの要領で、順次採決をさせていただきたいと思ひます。</p>

	<p>まず、協議第37号「保健衛生事業」についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第38号「障害者福祉事業」についてお諮りいたします。本案も原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第39号「高齢者福祉事業」についてをお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第40号「児童福祉事業」についてをお諮りをいたします。本案を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第41号「保育事業」についてをお諮りいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第42号「生活保護事業」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第43号「その他の福祉事業」についてお諮りをいたします。本案を原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案も原案どおり確認をされました。</p> <p>どうも大変ありがとうございました。</p> <p>以上で、確認事項は終えまして、次に、提案事項に入らせていただきます。ただいまからご提案申し上げます協議第45号の「健康づくり事業」を始めとした</p>

<p>事務局次長</p>	<p>します15件の提案事項は、先にご確認をいただきました「各種事務事業」の個別事業の残り分でございます、「各種事務事業の取扱い」の総括的な調整方針を基本に提案をさせていただくものでございます。</p> <p>事業項目数も大変たくさんございますので、15件を2つに分けて提案させていただきますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、最初に協議第45号の「健康づくり事業」についてから、協議第52号の「上下水道事業」についての8件を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、協議第45号「健康づくり事業」から、協議第52号の「上下水道事業」までの8件の事務事業について、一括してご説明を申し上げます。</p> <p>なお、項目が8件と多うございますので、多少時間がかかりますが、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、最初に協議第45号「健康づくり事業」についてご説明を申し上げます。</p> <p>資料の101ページをご覧ください。</p> <p>本件の取り扱いの調整方針といたしまして、「1、健康日本21市町村計画については、健康たはら21計画を基本とし、新市において随時見直し、調整する。2、健康まつりについては、新市において調整する。3、その他健康づくりに関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」とするものでございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして、資料の102ページをご覧ください。</p> <p>まず、健康日本21市町村計画についてでございますが、国ではすべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある21世紀社会を目指すため、生活習慣を改善し、健康を増進して、生活習慣病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を強力に推進することを目的とした、21世紀における国民健康づくり運動、健康日本21とありますが、この計画を平成12年3月に策定をしました。</p> <p>一方、愛知県におきまして、国の健康日本21の理念をくみ取り、健やかで活力ある長寿社会の実現を目指し、健康日本21愛知県計画が平成13年3月に策定されました。両市町では、これら国や県の計画を受けまして、地域の健康課題を踏まえ、住民を主体とした実効性の高い健康なまちづくりを目指すため、計画を昨年度から作業を始め、今年度策定する予定でございますが、かなり作業が進んでおります。したがって、合併後の新市におきましては、今年度、田原市において策定される計画を基本とし、渥美町の計画の内容を考慮し、合併により見直しが必要になるものはその見直しをし、それ以降にも必要に応じ見直し調整をするものとなります。</p> <p>次に、健康相談、健康チェックなどが行われます健康まつりについてでございますが、両市町とも記載のとおり開催をしております。これらにつきましては、実施の方法、詳細について、新市において調整をすることとさせていただくものでございます。</p> <p>次に、食生活改善推進員、それから、健康カレンダー等、その他健康づくりに関する各種事務事業については、冒頭で申し上げたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整し、これにより難しい場合は、例えば、食生活改善推進は、1年間通して同じ方が養成を受けるものでございますので、年度途中で変更するとご迷惑になりますので、そうしたものは合併年度は現行のとおりとするなど、両市町</p>
--------------	--

の実態に合わせ、新市において調整をしておりますのでございます。

次に、協議第46号の「ごみの収集運搬業務事業」についてご説明を申し上げます。

資料の103ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。」これを基本といたしまして、事業の内容によりまして次の4つにより調整をしておりますのでございます。まず「1、ごみ分別については、合併時まで統一する。

2、ごみ収集については、田原市の制度に統一する。

ただし、合併年度は現行のとおりとする。

3、ごみ処理に関する諸制度については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整するものとする。

4、ごみ処理施設については、現行の施設を有効利用するとともに、新施設の建設・運用に合わせ調整を行うものとする。」というものでございます。

それでは、具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

資料の104ページから106ページをご覧ください。

ここには、両市町で実施をしておりますごみ対策事業の状況を掲載させていただいております。

まず、ごみの分別についてでございますが、現在、田原市が12区分22分類、渥美町が10区分19分類の分別を行っておりますが、主に下線の部分で細かな分類が異なっております。

また、次に記載のごみの収集につきましても、収集方式、収集頻度などに違いがございます。したがって、まずごみ分別を合併前、新リサイクルセンターの稼働に合わせ、来年4月に統一し、ごみの収集はリサイクルごみの集積場等についての地域の調整も必要でございますので、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一をしてみたいとするものでございます。

ごみ分別、収集につきましては、住民の皆様にかかわりの深いものでございますので、住民の方々への周知を徹底し、十分な理解を得て進めていきたいと考えております。

次に記載のごみ処理に関するその他の諸制度でございますが、生ごみ処理容器購入設置補助は、両市町とも実施しておりますが、補助限度額に違いがございます。

また、指定ごみ袋についてもそれぞれ指定されたものがございまして、小売店の自由競争でございますが、単価も異なっております。

また、直接に搬入する粗大ごみなどの処理料金につきましても、有料、無料の違いがございます。このように、両市町間に差異がございますが、田原市の制度により統一をすることとし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとするものでございます。

なお、具体的な調整方法を表の右側の具体的な調整の欄に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、資料の106ページに記載のごみ処理施設につきましては、現在の両市町の施設を右の欄の具体的な調整方法にございますように、できるだけ有効に利用してまいりたいと考えております。

次に、協議第47号「環境対策事業」についてご説明を申し上げます。

107ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「1、環境保全の推進については、新市において新たに環境基本計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、その他環境対策に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

資料の108ページから110ページをご覧ください。

この表は、両市町で実施をしております環境対策に関する各種事務事業の状況でございます。

まず、現況の欄の一番上の環境保全計画等につきましては、現在、田原市に環境保全計画、渥美町に環境美化推進計画がございますが、調整方針の1つ目に上げておりますように、新市におきましては、新たに環境基本計画を策定し、環境行政の骨子として活用してまいりたいと考えております。

なお、新計画が策定されるまでの間につきましては、現計画を新市に引き継ぎ運用してまいるとするものでございます。

108ページのその下の欄に記載の水質汚濁対策、大気汚染対策、109ページのその他の環境監視につきましては、それぞれ河川及び海域の水質検査や、大気汚染測定、あるいは地下水位調査などを記載のとおり行っております。

また、環境保全施策につきましては、啓発、広域行政、補助事業などをそれぞれ記載のとおり行っております。

環境問題は皆様にご案内のように、地球温暖化や森林破壊など、地球規模の問題として社会的な関心が高まっているところでございます。両市町の取扱いに違いがございますので、速やかに調整をし、総合的な対策を講じてまいりたいとするものでございます。

なお、それぞれの事務事業ごとの具体的な調整方法を表の右側の具体的な調整方法欄に記載をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、110ページに記載のISOの認証でございますが、田原市におきましては、平成13年4月23日にISO14001の認証を取得しておりますので、新市に引き継いでまいるとともに、引き続き、種々の施設への認証範囲の拡大等も検討するよう調整してまいりたいと考えております。

次に、協議第48号「農林水産関係事業」についてご説明申し上げます。

資料の111ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「1、農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、その他農林水産に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

資料の112ページをご覧ください。

このページから118ページまでには、両市町の農林水産関係の事務事業の状況を掲載させていただいております。農林水産業、とりわけ農業につきましては、申し上げるまでもなく、この地域の重要な基幹産業でございます。このため、両市町で多種多様な事務事業を実施しておりますが、合併に当たっては、これらを田原市の制度に統一することを基本として、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ

調整をさせていただき、新市においても引き続きその振興を図っていくものでございます。

資料の112ページの下の農業振興計画をご覧ください。

ここに記載の各種計画につきましては、新市におきまして新たな計画を策定の上、引き続きその振興を図ってまいりたいと考えております。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用をさせていただきたいと考えております。

なお、それぞれの事務事業の調整方針につきましては、表右側の具体的な調整方法に記載の方法によりまして、調整をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、協議第49号「商工・観光関係事業」についてご説明を申し上げます。

資料の119ページをご覧ください。

本案の取扱いについての調整方針といたしましては、「1、各種観光イベント事業については、新市において調整する。

ただし、観光協会の事業については、行政の支援のあり方を検討し、合併前に見直しを行う。

2、その他商工・観光に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

資料の120ページ、121ページをご覧ください。

ここには、両市町の商工・観光に関する各種事務事業の状況を記載させていただいております。

まず、121ページに記載の各種観光イベントにつきましては、両市町とも記載のとおり盛りだくさんの観光に関連したイベントを開催しております。このうち、全市民、全町民を対象に各市町が一体となっていく、田原市民まつりとあつみまつりにつきましては、田原市民まつりに統一する方向で調整をいたします。

次の欄に記載の各キャンペーン、サーフィン世界大会、トライアスロンは、いずれも引き継いで実施する方向で調整をいたします。

最後に、その下の観光協会関連の事業につきましては、事業目的、事業主体など、多種多様な事業がありますので、行政の支援のあり方を検討し、合併前までに見直しを行うようにするものでございます。

戻っていただきまして、資料の120ページ、上段に記載の商工業振興事業につきましては、田原市においては、中心市街地商業等活性化基本計画を策定し、これに基づいて中心市街地の活性化施策を実施しております。

また、記載のとおり両市町とも若干内容が異なりますが、資金融資制度、商工金融利子補助を実施しておりますので、これらを含め、その他商工・観光に関する各種事務事業につきましては、田原市の制度に統一することを基本に調整し、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとするものでございます。

続きまして、協議第50号の「勤労者・消費者関連事業」についてご説明を申し上げます。

資料の123ページをご覧ください。

大変申しわけありませんが、こちらの題の部分とその下の部分に勤労者・消費者関係事業とございますが、こちら「関係」ではなくて「関連」でございました。その下の調整方針は「関連」になっておりますけれども、こちらのほう、誤りでござ

いますので、訂正のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは説明に戻りまして、本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「勤労者・消費者関連の各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、124ページ、125ページをご覧ください。

両市町の勤労者・消費者関連の事務事業の状況を掲載させていただいておりますが、最初に124ページの勤労者対策についてでございますが、現在、両市町で実施している事業はご覧のとおりで、両市町間に違いがございます。

次の消費者行政では、田原市で田原市生活学校や消費生活講座を記載のとおり開催しておりますが、渥美町は実施をしておりません。

また、その次、資料125ページの暮らしのアドバイザーについても同様でございます。

これら、勤労者・消費者関連の各種事務事業については、冒頭で申し上げました調整方針に従い、資料の右側に記載の具体的な調整方法のとおり調整をすることとさせていただきます。

次に、協議第51号の「建設関係事業」についてご説明を申し上げます。

資料の127ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「1、都市計画マスタープラン、緑の基本計画及び水防計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、その他建設に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

資料の128ページから131ページをご覧ください。

ここには、両市町の建設関係の事務事業の状況を掲載させていただいております。

まず最初に、128ページの都市計画マスタープラン、それから129ページの緑の基本計画、それからまた飛びまして、131ページの一番下の水防計画についてでございますが、これらの計画につきましては、両市町を一体とした新たな計画につきまして、新市において策定することといたしまして、新計画が策定されるまでの間は、それぞれの現計画を新市に引き継ぎ運用してまいります。

また、その他資料の129ページ以降に記載の公園管理を始めといたします両市町の建設関係に係る各種の事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本とし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとするものでございます。

なお、それぞれの事務事業ごとの具体的な調整方法を表右側の具体的な調整方法欄に記載しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、協議第52号「上下水道事業」についてご説明申し上げます。

資料の133ページをご覧ください。

本案の取扱いについての調整方針といたしまして、まず1点目の水道事業につきましては、次の2点に整理をさせていただくものでございます。

「1、水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、水道料金、加入分担金、水道事業手数料、料金徴収及び検針業務については、田原市の制度に統一する。

ただし、水道料金については、合併年度及びこれに続く2年度は、現行のとおりとする。」

次に、2点目として、下水道事業につきましては、次の3点に整理をさせていただくものでございます。

「1、公共下水道事業計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、下水道使用料及び受益者負担金については、田原市の制度に統一する。

ただし、既に賦課されている受益者負担金については、現行のとおりとする。

3、農業集落排水事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、既に賦課されている分担金については、現行のとおりとする。」

大きな3点目といたしまして、その他上水道、下水道共通の調整方針といたしまして、「その他上下水道事業に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、まず水道事業についてでございますが、資料の134ページから138ページまでをご覧くださいと思います。

ここには、両市町の水道事業の状況を掲載させていただいております。水道事業に係る計画につきましては、資料の134ページから135ページにかけて記載をしておりますが、それぞれの事業計画を必要に合わせ変更をしております。こちらにつきましては、現計画を新市に引き継ぎ運用し、その後、新市で策定する新たな計画により事業を実施します。

なお、135ページの下段の水道料金につきましては、水道事業の経営状況も踏まえまして、平成19年度までは現行のとおりとし、平成20年度から田原市に統一するものでございます。

次に、資料の136ページ下段以降に、加入者分担金、手数料、それから料金徴収、そして138ページに検針の方法の詳細が記載されておりますが、手数料を除きまして両市町で金額面やその取扱いに違いがございます。したがって、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一をすることとさせていただくものでございます。

次に、下水道事業についてでございますが、資料の138ページから141ページをご覧ください。

まず、公共下水道事業計画については、新市において新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用してまいりますのでございます。

次に、139ページから140ページには、公共下水道に係る受益者負担金、使用料の両市町の状況を詳細に記載させていただいておりますが、記載にございますように、両市町間に違いがございます。これらは、田原市の制度に統一をしておりますのでございますが、受益者負担金のうち、合併の前までに負担金額の決定された方については、受益者負担金につきましては現行のとおり、具体的には、渥美町のそうした方は、田原市の平米当たりの単価によりまして算定するのではなく、渥美町の1世帯につき30万円または40万円の定額といたします。

次に、資料の142ページ、143ページ。こちらには、農業集落排水事業の状況を記載させていただいております。こちらにつきましては、田原市は全地区供用開始をしており、渥美町は11地区中5地区が既に供用開始、2地区が建設中ございま

	<p>す。</p> <p>農業集落排水事業の使用料、融資あっせんにつきましては、田原市の制度に統一をしまいでございます。</p> <p>分担金につきましては、下水道の受益者負担金と同じように、田原市の制度に統一しますが、合併の前までに決定される分担金につきましては、現渥美町の方式によるものとするものでございます。</p> <p>ただいまご説明をいたしました以外の上水道、下水道に関する各種事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本といたしまして調整をし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとするものでございます。</p> <p>大変長くなりましたが、以上で、一括提案となりました協議45号から52号までの8件の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>それでは、ただいま説明のございました第45号から52号までの8件につきまして、全体を通してご質問を承りたいと思いますので、ご質問、ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
河合顧問	<p>これも後学のためにお教えいただくということでご質問させていただきます。</p> <p>110ページのところにISO14001というのがありますね、認証。これは田原の本庁舎だけがOKをとっておるわけだけでも、赤羽根はその後どうなっているのか。それから、渥美町はどういう形をとるのか、これが1点。</p> <p>それからもう1つ、水道局というのか水道事業、これは独立採算制をとっておられる、そういう意識を持ってやっておられるのかどうか、その2点をお願いできますか。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>まず、ISO14001でございますが、田原市役所の本庁舎のみでございます。認証を取っておるのは、赤羽根庁舎あるいは渥美庁舎は取っておりません。今後は、先ほど申したとおり、その事業、事務所の内容によって対応を考えていきたいというふうに感じております。</p> <p>それから、水道事業につきましては、公営企業法に基づいて、やっぱり独立採算制でいくのが基本でございますので、会計の中でなんとかやり繰りをしていくことを目指しております。</p>
河合顧問	<p>それで、黒字、赤字の実態はどうなっているんですか、両市町の。</p>
事務局長	<p>今の状況は、田原も渥美町さんも、昨年、料金を大体20%近く上げておりますので、今は転換しておるかと思っておりますが、ただここで、料金を田原市に統一するというのを20年度に持っていった理由というのが、田原市の料金のほうが今ちょっと安いもんですから、そこに渥美町さんの料金を合わせますと、やっぱり年間4,800万円ほどの赤字が出る見込みでございます。この2年間の間に、企業債の償還だとか渥美町が終えますと、健全経営に持っていけるということで、この20年度という線</p>

	<p>が出てきましたので、ご理解をいただけたらと思います。</p>
議長	<p>はい、よろしゅうございますか。 はい、ほかにございませんか。 はい、どうぞ。</p>
岡本委員	<p>112ページに農業振興計画がございますけれども、その中の果樹の広域濃密生産団地形成計画というのがございますけれども、これは最近でなくて、もう既に何年か過ぎたものじゃないかと思うんですけれども、目的といつごろこれできたか、ちょっとその辺教えてもらえますか。</p>
議長	<p>はい。</p>
事務局長	<p>すいません、ちょっと調べさせていただきます。</p>
議長	<p>ちょっとお待ちください。 よろしいですか。はい。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>よろしいでしょうか。果樹農業振興特別措置法というのが昭和36年に法律化されておりまして、平成8年にこの濃密生産団地形成計画というのが立てられております。目的は、ミカン、キウイフルーツ、その他柑橘の生産振興と施設整備ということで計画がされ、現在その計画も生きております。</p>
岡本委員	<p>恐らく30年の前半にミカンの造成、これが国の奨励でやった事業でこういうのが設置されたと思うんですけれども、今、ミカンの生産調整がずっと続いておりまして、面積をふやすわけにはいきませんので、団地の形成というのは、これはやるうとしてもできない話ですので、そこらはどうかなと思うわけですが、ここの計画に載せてあるだけならどうってことないと思うんですけれども、新しい振興計画が、特に環境保全型の関係だとか次から次へといろいろ出てきますので、不必要になったものは削っていてもいいじゃないかなというような、ただそんな感じがしたのでちょっと聞いたわけですが、また、1回よく検討しておいてもらいたい。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、ほかにご意見。 はい、どうぞ。渡會さん。</p>
渡會委員	<p>121ページの観光イベント事業のところでの、田原市民まつりにあつみまつりを統合するような方針でございますが、渥美町から田原の市街地まで行くのに、伊良湖からだと45分くらいかかるんですね。そういうことも考え合わせますと、こちらでも市民の全体のお祭りのようなことができるような祭りを何とか残していただきたいのと、そういう思いでありますが、どうでしょう。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>

<p>事務局長補佐 大谷紀夫</p>	<p>お答えをさせていただきます。 この調整方針の田原市民まつり、田原市の制度に統一するというのは、今の田原市民まつりのあり方、この副会場だとか、開催内容だとか、そういうことも含めまして新市一体となった祭りにするというようなことでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。</p>
<p>渡會委員</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、よろしいですか。 それでは、ほかに。ほかにございませんか。 それでは、今日の説明につきまして、またおわかりにくい点がありましたら、いつでもまた、次回までに事務局のほうへお問い合わせなり、あるいは委員の皆さんご相談をしておいていただきたいと思います。 それでは、次へ移らせていただきます。 続きまして、協議第53号「学校の通学区域」についてから、協議第59号「その他事業」についての7件を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>それでは、協議第53号「学校の通学区域」から、協議第59号の「その他事業」までの7件の事務事業につきまして、一括してご説明を申し上げます。 なお、こちら項目が7件と多うございますので、多少時間はかかりますが、よろしく願い申し上げます。 それでは、53号の「学校の通学区域」についてご説明を申し上げます。 145ページをご覧ください。 本案の取扱いについての調整方針といたしまして、「学校の通学区域については、当面は、現行のとおりとする。 なお、今後、学校の適正な配置等について検討していくものとする。」とするものでございます。 それでは、その具体的な内容等についてご説明を申し上げます。 146ページから148ページをご覧ください。 ここには、両市町の小学校の学校数、学級数、児童数の状況及び通学区域の状況、また同じように、両市町の中学校の状況を掲載させていただいております。小中学校の通学区域につきましては、学校教育法の施行令に基づき、それぞれに学校ごとに定められております。具体的な区域の設定に関しまして、特段の定めはございませんが、地理的状況や歴史的経緯、住民感情など、それぞれの地域の実情を教育委員会の判断により設定がされております。特に近年、学校と地域社会との連携強化が求められており、学校と地域のつながりはますます重要となってきております。 また、通学区域の設定につきましては、保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要不可欠でございますので、当面は学校の通学区域については現行のとおりとするものでございます。しかしながら、今後、児童・生徒にとっての教育環境の充実を図るため、学校の適正な配置等について検討を行うことが重要だと思っておりますので、保護者や地域の方々の理解と協力を得つつ、そうした検討も進めてまいります。 次に、第54号の「学校教育事業」についてご説明を申し上げます。 資料の149ページをご覧ください。 本案についての調整方針といたしまして、「学校教育に関する各種事務事業につ</p>

いては、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

資料の150ページから154ページまでをご覧ください。

ここには、両市町の学校教育に関する事務事業の状況を掲載させていただいております。

資料の150ページ記載の中学生海外交流につきましては、両市町とも平成の初期から取り組みを始め、現在も活発な交流が行われておりますが、それぞれ実施内容に相違がございますので、合併年度につきましては、現行のとおりとし、新市において調整をしております。

次に、153ページの学校給食でございますが、合併時は現行のとおりといたしますが、調理方式については、共同調理方式を基本に、早期に検討をしております。

このほかの両市町で実施をしております学校教育に関する各種事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整をしておりますが、それぞれの事務事業ごとにはこれにより難しいものもございますので、両市町の実態に合わせ調整をさせていただくものでございます。

それぞれの事業ごとの具体的な調整方法は、表右側の具体的な調整方法欄に記載をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、協議第55号「文化振興事業」についてご説明を申し上げます。

資料の155ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「文化振興に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、具体的な内容等についてご説明を申し上げます。

資料の156ページから157ページをご覧ください。

ここには、両市町の文化振興に関する事務事業の状況を掲載させていただいております。文化祭の開催を始め、両市町で実施しております文化振興に関する各種事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整をし、それぞれの事務事業ごとでこれにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整をさせていただくものでございます。

それぞれの事務事業ごとの具体的な調整方法を表右側の具体的な調整方法欄に記載をいたしております。文化祭等の開催、文化ホール事業、普及刊行物につきましては、重複するようなものは整理する等の調整をいたします。

町史編さんや博物館等の観覧料等につきましては、それぞれ実施するものでございますので、現行のとおりといたします。

次に、協議第56号「コミュニティ施策」についてご説明を申し上げます。

159ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「コミュニティ施策については、田原市の制度に統一。」とするものでございます。

資料の160ページをご覧ください。

現在、コミュニティ協議会は、田原市は校区単位に12校区で設置されており、渥美町では2地区で設置されております。

なお、田原市ではコミュニティ活動の拠点として12校区すべてに市民館が設置されております。

また、田原市では、下の欄に記載のとおり、コミュニティ活動の助成をしておりますが、渥美町は駐在員制度や公民館事業としてそれぞれ対応している部分はございますが、コミュニティを主体とした総括的な助成制度とはなっておりません。

また、161ページに記載の施設整備の助成につきましては、ご覧のように違いがございます。

このように、コミュニティ施設については両市町で対応が異なっておりますので、現在検討されております田原市の活動への助成の改正が行われた後の田原市の制度に統一をしてまいりたいとするものでございます。

次に、協議第57号「社会教育事業」についてご説明を申し上げます。

資料の163ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「1、生涯学習基本計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

2、社会教育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。

ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その状況等についてご説明を申し上げます。

資料の164ページから168ページ、こちらには両市町の社会教育に関する各種事務事業の状況を掲載させていただいております。

まず、生涯学習基本計画については、それぞれ164ページのとおり策定をしておりますが、これらは新市において新たな計画を策定することとし、新市の計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するというものでございます。

以下に記載をいたしております公民館の管理及び事業を始めといたします両市町で実施をしております社会教育に関する各種事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整し、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整をさせていただくものでございます。

なお、それぞれの事務事業の具体的な調整方法を表右側の具体的な調整方法欄に記載しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、協議第58号「社会福祉協議会」についてご説明申し上げます。

資料の169ページをご覧ください。

本件の取扱いについての調整方針といたしまして、「社会福祉協議会については、田原市の社会福祉協議会に統合できるように調整に努める。」とするものでございます。

それでは、その具体的な状況等についてご説明を申し上げます。

資料の170ページ、171ページをご覧ください。

ここには、両市町の社会福祉協議会の状況を掲載させていただいております。社会福祉協議会は、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、市町村それぞれに組織され、民間としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられる公共性の2つの側面を持った組織でございます。

合併特例法では、公共的団体等は合併に際し、新市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合、整備を図るよう努めなければならないとされております。したがって、両市町の合併に際し、社会福祉協議会の調整方針といたしましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の社会福祉協議会に統合できるよう調整に努めることとさせていただくものでございます。

最後となりますが、協議第59号「その他事業」についてご説明を申し上げます。173ページをご覧ください。

本案についての調整方針といたしまして、「1、総合計画、行政改革大綱などの各種計画については、新市において新たな計画を策定する。
 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
 2、その他事務事業については、田原市の制度に統一する。
 ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、具体的な内容等についてご説明を申し上げます。
 資料の174ページから178ページには、両市町のその他の事務事業に関する状況を掲載させていただいております。

まず、総合計画など各種計画につきましては、両市町が1つとなるよう、新市において新たな計画を策定することとし、新たな計画が策定されるまでの間につきましては、現計画を新市に引き継ぎ運用してまいりたいとするものでございます。

次に、資料の175ページ上段以降に記載の指定金融機関を始め、両市町で実施をしておりますその他事務事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、田原市の制度に統一することを基本に調整し、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整をさせていただくものでございます。

こちらに記載のあるものでは、175ページの真ん中の選挙事務、合併直後の増員選挙、そのページの一番下の地縁団体設立支援の助成期間、176ページの中ほどの情報公開制度における渥美町保有の文書の公開は、ご覧のようにそれぞれの調整方針に記載しております。

大変長くなりましたが、以上で一括提案となりました、協議第53号から59号までの7件の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長

はい、ご苦労さまです。
 それでは、ただいま協議第53号から59号までの7件につきまして説明がございました。この関係につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。
 はい、どうぞ。

河合委員

協議53号、学校の通学区域についてというところですけど、今学校の適正な、今後、学校の適正な配置について検討していくものとするというようにご説明がございましたが、この今後というのがどんな年次計画で、それから適正とありますが、適正というのがそれぞれ人数の適正とか、通学距離の適正とか、その辺の考えが現段階でどのようにお考えになられているのか。合併しますと、組み合わせと申しますか、枠組みと申しましょうか、今までの市町の枠を超えた組み合わせも考えられると思いますので、どのようにお考えになられているのかご説明をお願いいたします。

議長

はい。

事務局長

学校の適正規模、適正配置の考え方については、正直な話、これからスタートをする、取り組みをしていくという考えでありますが、ただ、問題点として、これから検討していくに当たっての田原市が、この合併が持っている課題として整理してみますと、例えば、今おっしゃいました学校の人数だとか、通学距離は適正なものはどうなんだろうかということですが、市としての特に基準はないんですが、文部

	<p>科学省の見解が出ておるのをちょっと見てみますと、小中学校におきます適正規模というのは、大体12学級から18学級という、ひとつのよりどころとしてそんな指針が出ております。これは小学校で見ますと1学年大体2学級から3学級。中学校では4学級から6学級が好ましいというような書き方がされております。</p> <p>また、児童・生徒の通学距離を見ますと、これも文部科学省の見解でございますが、小学校では4km、中学校では6kmを最高とするというような1つの整理の仕方が出ている。</p> <p>ところが、これは机上の論議でありまして、地域の実情というのがあるかと思えます。特に田原市を見ますと、188km²の行政面積を持っておりますので、その辺も地域の実情に合った形で見直しが必要であると思えますし、また、学校だけでなく、特に本市の場合は校区総代制を引いておりますし、学校自体が避難所にもなっており、先ほど説明した、校区コミュニティの推進母体にもなっておりというような実情を考えまして、原点の学校問題に入りますと大変難しい問題になるかと思えますけれども、これも置いておくわけにはまいりませんので、これから取り組んでいくということで、こういう調整方針を上げさせていただきました。</p> <p>今後、合併して行政改革委員会が今休止中でございますが、また始まりましたらこの問題を取り上げて検討を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、よろしいですか。</p> <p>ではほかにご質疑等ございましたらお願いをいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
杉浦委員	<p>すいません、ちょっとお尋ねしたいんですが、協議第53号の153ページ、学校給食のところなんですけれども、調理方式で共同調理場方式を基本に考えていかれるということでこちらにうたってあるんですが、渥美町の場合は単独調理場、各学校でそれぞれ給食婦の方々がおつくりになって出していただくという形になっておるんですけれども、やはり母親の立場から言わせていただきますと、やはり子供たちには、こうした顔の見えるそうした調理場でつくっていただいたものが、そのまま子供たちに出されるというような、心の通った調理方法と申しますか、そうしたことが必要なのではないか。</p> <p>渥美町は特に忙しいですので、朝早くからお母さんたちのそうした手づくりの食事等が、当然子供たちに与えられてしかるべきなんですが、それもちょっとおざなりになっているようなところもございまして、それを学校のそうした立場に持ち込むということはいけないことだとは思いますが、少なくともそうしたことで多少なりとも、子供たちの心にフォローできるような状態で残していただくということも考えまして、こちらの形は少し残しておいていただけたらなど、主婦の立場と母親の立場で、ちょっとお尋ねしたいと思います。</p>
議長	<p>はい、だれが答えますか。</p> <p>はい。</p>
事務局長	<p>この学校給食の問題、共同調理場方式でいくか、あるいは自校方式でいくかというような、実は赤羽根との合併の際からもいろいろ意見が出ておまして、基本的にはご案内のとおり、田原町時代から田原町は共同方式できた。それから、渥美町さんのほうは自校方式で単独調理場でやっておられるという実態になっております</p>

杉浦委員	<p>が、たまたま給食センター自体の老朽化が進んでおりまして、建て替えの時期になっております。これから合併が進んでいって、その時期を見計らって、本来どういう方針がいいかというのをその方針で出していこうという形になっております。</p> <p>これも先ほどの学校の適正配置と同じ行革委員会のほうで取り上げておりまして、いろんな議論をして進めておったわけでございますので、これも合併後、こういう書き方がしております。基本に方向性を定めていこうという考え方でありますので、ご理解をいただけたらと思います。</p> <p>行革委員会に今はゆだねていきたいというふうに考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>やはり、子供たちの心のこうした部分にも携わっていく部分であると思っておりますので、なるべくよい方向に進めていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>この問題はなかなか複雑な問題で、実は両論ありまして、ご父兄のほうでも。当然今給食をやっておる田原のほうでは、今の状態が当たり前のように思っておられる方が多い。それから、今まで自校単独方式でやってこられた方は、これが一番いいとって、当然思われて、いろいろ意見が出ておりますので、事務局が言いましたように、これ合併後も教育委員会でよく皆さんの意見を聞いてやってもらう。ただ、今自校方式でやっておられる方も、赤羽根のときにも私ども申し上げたんです。ただ一概におっしゃらずに、一度体験してみてください。それぞれ学校給食のいろんな状態を。これをずっとやっていただけて見ていただくと、いいこともあるし、それから経理のことはちょっと申し上げにくいんですが、多分やり方によっては数倍違うんです。料金は同じように、これで見ましても200円とか出ているんですけども、現実非常に大勢の子供さんになりますと、ちょっと問題もまた大きいもんですから、やはりそうした点も考えながら、いい方法をやっていくとか。いろんなものが混じっておりますので、学校の先生方も当然意見があると思っておりますが、要はお願いしたいのは、今の方式がいいだけじゃなくて、いろいろ体験をしていただいて、そして議論をしていただきたいと思います。そう思います。</p> <p>これ教育委員会のほうにこれから支援をお願いをしていきます。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>それから、ちょっと最後が固くなっちゃいました。申しわけありませんでしたけど、何かご意見、ご質問あったら。</p> <p>いいですかね。</p> <p>それでは、本日はご提案のみとさせていただきますので、次回の協議でご確認をいただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは次に、その他へ入ります。</p> <p>最初に、「新市建設計画案の県事前協議の状況」について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局長補佐 大谷紀夫	<p>資料はございませんが、状況報告のみさせていただきます。</p> <p>新市建設計画につきましては、前回の10月26日の第6回合併協議会におきまして、県事前協議案のご確認をいただきまして、直ちに同日付で県との事前協議が始まりました。この状況を簡単に説明させていただきます。</p> <p>その前に県の事前協議なんですけど、この説明なんですけれども、法に定める本協議に先立ちまして、本協議を円滑に進めるために県が計画案の事前チェックを行う</p>

という性格のものです。

具体的な手法としては、合併主管課になります合併支援室というのが県庁にありますが、ここが計画案並びに添付書類を関係の部局に照会をいたしまして、その計画案のうち県事業の位置づけ並びにこれを反映した本文の記載、さらに計画案全体の記載内容についてチェックをいたしまして意見をまとめて、これを合併協議会のほうに回答してくださるといような制度になっています。この回答の見込みなんですけれども、聞きましたところ、あと10日くらいかかるというようにございまして、よろしく願います。この間、県の担当部局から今でも何点が質問やら意見やらが事務局のほうに届いておりまして、逐次、これに対応しておるところでございます。

なお、前の合併協議会の勉強会におきまして、県要望事業の回答結果について、ちょっと思わしくなかった回答について、再要望したい旨の考え方を皆さんにお伝えしたところございまして、早速再協議に出向きまして、いろいろ必要性等訴えまして、何とか再考いただけないかということもやってまいりました。

そのうち、道路事業の2本が何とか実施を要望していく事業から、実施を検討する事業というふうにランクのほうを上げていただける見込みということになりましたので、ご報告をさせていただきます。

1点目は、赤羽根泉港線という道路なんですけれども、これはちょうど旧3町境の愛知県経済連渥美実験農場でございますが、そこから赤羽根町地内の国道42号の中村交差点、ここへ至る道路ですけれども、ここの現在整備しておる区間が真ん中までありますが、未整備区間について思わしくない回答だったわけですが、今後区画整理やら、あるいは市民館の計画があるので、何とかランクを上げてくださるといような訴えをしたところ、実施を検討する事業にいたしましよという内諾をいただきました。

それともう1点は、都市計画道路田原中央線。これは旧国道259号線でございますけれども、該当区間は、田原市役所前の田原郵便局から豊橋方面へ向かいまして、まつり会館までの区間。

それと、そのあとの豊橋信用金庫のあります、ちょうど山田委員さんお見えですが、愛知海運のガソリンスタンドから大坪の交差点までの区間、この両区間を合わせまして570mあるわけなんですけれども、ここが前は実施を要望していく事業ということだったわけですが、やはりセントファールもできますし、市役所に入る交差点改良のほうも何とかやっていただけるというようにございまして、本市のまちの中心の骨格道路ですから、何とか回答をもうちょっとよくしてくださいよというお願いをしたところ、同じようにしてくれるというようにございまして、今日のところは内々ということでご報告をさせていただきます。

以上が今日報告できる状況ということですが、次回の25日、第8回協議会では、何とか文書回答もいただきまして、修正案をご説明したいと思っておりますので、その節はよろしくご審議のほうをお願いしたいと思っております。

以上で、新市建設計画のご報告とさせていただきます。

議長

ただいまの報告につきまして、何かご意見等ございましたら。

では、よろしゅうございますね。

それでは、本日の協議は以上でございまして、また次回、県協議がまとまり次第ご説明を申し上げていきたいと思っております。

それでは、事務局、ほかに何かございますか。

はい。

<p>事務局長</p>	<p>それでは、次回第8回の協議会の日程からご案内申し上げます。</p> <p>次回の協議会でございますが、11月25日、木曜日でございますが、午前10時から田原市役所で開催させていただく予定でございます。第8回、25日は、本日ご提案申し上げました各種事務事業のうち15件の個別事業と、今、大谷が説明しました新市建設計画の修正案につきまして、修正内容をご説明して、正式協議案としてご確認をいただきたいと思っております。</p> <p>それから、それが終わりますと、冒頭、会長が申し上げたように、もう1回、第9回目ですが12月8日をお願いできたらと思っております。これは、最終的な新市建設計画の承認が愛知県からまいりますので、それを受けて計画策定の確認をいただくということで、ちょっとまだ時間が決まっておりませんが、12月8日の水曜日。後ほど連絡するよういたしますが、午後を予定しております。3時ごろになるかと思っております。県との関係で。大変申しわけございませんが、また改めてご通知いたしますが、そんな予定でお願いしたいと思っております。</p> <p>以上、お願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、次回を11月25日をお願いを申し上げたいと思っております。</p> <p>それから、第9回、最終回を12月8日の3時からということでお願いを、よろしいでしょうかね、ご都合は。それでは、そのようにひとつ内々ご予定を賜りたいと思っております。</p> <p>それでは、ほかにはもうございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは、事務局からお願いすることは以上のごようでございます。せっかくの機会でございますので、委員さん方から、何かこの機会にございましたら。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>河合委員</p>	<p>田原の住民アンケートですけれども、この前、新聞に載っているのを見させていただきましたけれども、大体どんなようになるのか、ちょっとご説明をいただけたらありがたいなと思うんですけれども。</p>
<p>議長</p>	<p>では私のほうから、これは会長の立場じゃなくて、田原市長としてちょっと。</p> <p>今ご質問が出ましたものですから、一度申し上げてみたいと思っておりますが、最初の合併協議に入るときに、渥美町の皆さんは住民投票結果で85%、田原のほうは賛成者が60前後という状況でございます。いろいろ結構意見がありましたものですから、これは何度かにわたる合併でしたのでそうしたことになったんですが、そこで私ども当時、皆さんにお約束したのは、確かに入る時点ではまだ合併協議の中身も何にもわかっていけませんので、そうした時点でここで皆さんに一気に判断いただいても、確かに無理なところがあるので、合併協議が終わったら、その時点でまた合併協議の内容について説明会をやりまして、私どもは来週からこの提案事項の内容の説明をやっていく予定であります。</p> <p>それで行政懇談会をやりまして、その進行状況に合わせて11月下旬ごろから12月の上旬にかけて、こうした協議の内容について、いろいろご意見があったら皆さんに聞こうということでアンケートをやらせてもらおうと思っております。この辺は、最初入るときに抽出でお伺いしました意見で、合併協議を進めるそのものについては結論をいただいておりますので、その結果によってやってきた合併協議の中身について改めて皆さんに報告をして、こうした内容についてご意見をということでやりますので、これはちょっとそうしたことで、最初田原の住民に約束をしましたものですから、それに従って今後進めていこうと思っております。</p>

	<p>渥美町のほうは、原さんにまたひとつご判断をしてもらって、アンケートとかそういう。こちらの場合は住民投票でしたから要らないと思うんです。行政懇をおやりになるかどうか、原さんにお任せをいたします。</p> <p>そんなことで、ちょっと分かれた形でやるようになりますもんですから、そういう意味で、今から田原のほうは行政懇が始まってまいります。その間、何か合併協議会として合同でやらなきゃいけないのかなというのが少しあるんですけども、この辺についてまた別途意見を、あったらお聞かせいただきたいと思います。田原のほうは今言う、校区ごとに今から行政懇で説明会をやっていくもんですから、こっちをどうするか。こちらも渥美町としておやりになるか、合併協議会で一遍やれといえ、私どもそろってやってやるんですけども。それとも、協議内容そのものをこれは合併協議会だよりですか、これずっと出して皆さんにいつてますので、これでどの程度皆さんがご承知されるかどうかということです。その辺ありますので、ちょっとまた別途判断をしてみてください。</p> <p>河合さん、今日はそういうことで、こちらのほうはそういうことで進んでいきます。</p> <p>それで、質問事項ですか。</p>
河合委員	<p>その田原だけ取ったアンケートをどういうふうに使っていくというか、まちづくりに使っていくと思うんですけども。</p>
議長	<p>これは合併協議の内容。例えば、想定されるのはこの基本項目がこういうことで今回の合併は成り立っていく。これも大体皆さん知っていることなんですけれども、そうしたことについて、何か意見があれば意見を聞いていきます。それから、合併協議で定まりましたことについて、細部の意見をお持ちになる方もあれば書いてもらって、これはどこへ反映するかというと、今から合併協議が済みますと、あと手順は法的な手続は県の回答がまいりまして、これが済めば、両市町の合併協定調印、これを今12月の下旬ごろ順調にいったらと思っています。それを受けて今度は両市町の議会の議決がありますので、そのときのご判断にもなっていくと思います、1つは。</p> <p>それともう1つは、やはり合併協議というのは限られた期間にこうしてご案内のとおり進んでいきますもんですから、ほとんどのことが新市が発足してから総合計画や行革のほうへゆだねられることが多いもんですから、そのときに参考に取り上げていくという。こうした意味合いを持っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。</p>
河合委員	<p>渥美のほうの意見も反映されるといいなと思いますので、渥美もぜひ、住民の意見を集約するものをなにかお願いしたいなという感想を持ちました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに何かございますでしょうか。</p> <p>私のほうから1つ、また次回にでもちょっとお願いしようかなと思っておりますのは、新市建設計画も本当に現状の形の中でこの合併協議が整うようにまとめておりますので、具体的に言って、今日もご質問がありましたけれども、例えば、今回の合併によって教育問題は渥美半島の場合どうなるんだと。小中学校もたくさんあって、規模の大きい、小さいの。これは教育委員会のほうがやることなんですけれども、私どもとしてはやっぱり1つの考え方もありまして、今の時代が、何とない</p>

	<p>ますか、この合併協議が始まってからでも、ものすごく今大きな変化がやってきています。特に市町村のあり方について。毎日、新聞に出ております三位一体の改革ですとか、こうしたことで財政的なことが1年前に思うことから、かなり大きな変化があるとか。この辺のことを皆さんに一遍お話ししなきゃいけないのかなとか。</p> <p>そういう視点で見ていくと、例えば教育の問題でも、今までの観念ではいけないほど少子高齢化が進んできてしまったりとか、そうしたこともありますので、これは決めるのは後ほど教育委員会で決めますんですけども、今の時勢はこんなようなことが感じられますというようなことを、委員の皆さんには多少お話しておかなきゃいけないのかなと。そうした上に立って、今の新市建設計画があるんだとか、そんなことについて、若干のお時間をいただいて、一遍ちょっとまとめてみたいと思っております。今のこの時代の変化と、今までやってまいりました私どもの行政のほうも驚くほどの変化が、この1年ぐらいで起きておりますので、そうしたことについて、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>これは、事務局の次のときがいいのか、その次がいいのか。8日のほうがいいですか。そうですか、最後でいいですね。それでは最後にそんなこともまとめてお話をさせていただきます。</p> <p>私もそう思っていますけれども、何か渥美半島の将来について、今まで皆さんにそれぞれご意見言ってもらいましたけれども、まだとても言い足りないと思っておりますので、その辺も最後にもう1回そういう機会つくってみたいと思っておりますから、皆さんのほうから何かありましたら、それぞれご発言をいただく機会を取りたいと思っております。</p> <p>ではそうしていきたいと思います。</p> <p>8日は3時からでいいのかな。なぜ3時になるのか。晩にいっぱいやるのかな。</p>
事務局長	<p>それもいいかもしれませんが、県の支援本部が私どもの計画に対して異議なしという会議が開かれて、それが決まるのが2時半ぐらいまではかかるだろうということで、そこでOKが出てからでないとかこっちでOKという会議が開けないということになりますので、恐縮ですが3時ということでございます。</p>
議長	<p>お聞きのとおりでございますので、ではそうさせていただきます。それではまた8日の日にいろいろお話をしまして、最後にみんなで夢が持てるようになればと思います。</p> <p>それでは、本日はありがとうございました。</p> <p>また、最後のお開きに何か意見のある人は、ひとつうまくまとめて、商工会長さんどうだね。</p>
鈴木委員	<p>学校教育もそうですが、これからの田原市も、国から見ると本当に運営ができるのかなというぐらい目まぐるしく変わっているような気がするんですね。この協議会が少しその辺を勉強して知っというてもらったほうがいいじゃないかなと今市長さん言われたように、皆さん多分真剣に考えておって、本音の話が余り出てないなという感じがありますもんですから、そういう機会をつくって、皆さんで本当の話をするといいじゃないかなという気はしておるんですね。</p>
議長	<p>それでは、8日の日にひとつそんな機会をつくって。</p>
鈴木委員	<p>まだいろいろ市民の皆さんに説得もしてあげにゃいかんというようなこともある</p>

議長	<p>もんですから、今日言おうかやめようか随分迷っておりましたが。その辺が済んでからのほうがいいのかというふうにも思ひまして、2、3の方にはちょっとご連絡しましたが、状況を見てというふうに思います。事務局のほうで、考えてみてください。</p> <p>わかりました。楽しい会議にもまた折を見てやったださるように。 では、よろしく願いをいたします。 それでは、今日は本当にご多用のところありがとうございました。 以上でもって、本日は終了とさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後16時12分 閉会</p>
----	---